

(参考2) 支給額の算出方法等

中小企業及び個人事業主の皆様は、事業者ごとに、「売上高方式」「売上高減少額方式」を選択いただき、店舗ごとの支給額を算出してください。なお、店舗ごとに方式を選択することはできませんのでご注意ください。

大企業の皆様は、「売上高減少額方式」を用いて、店舗ごとの支給額を算出してください。

支給額は、店舗ごとの「1日当たりの売上高」を基に算出します。「1日当たりの売上高」は、営業時間短縮要請期間（4月及び5月）の売上高総額を61日（4月及び5月の歴日数）で除すことにより算出した金額です。

I 23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、町田市の飲食店等

※全期間(4/12~5/11)で同一の考え方です。

○中小企業等

(1) 売上高方式

2019年又は2020年の1日当たりの売上高により支給額を算出します。

10万円以下：一律4万円×30日（要請日数）

10万円超～25万円未満： $\frac{1日当たりの売上高 \times 0.4 \times 30日}{千円未満切上げ}$

25万円以上：一律10万円×30日

(2) 売上高減少額方式

$\frac{(2019年又は2020年の4月及び5月の1日当たりの売上高 - 2021年の4月及び5月の1日当たりの売上高) \times 0.4 \times 30日}{千円未満切上げ}$

○大企業

売上高減少額方式を用いて、店舗ごとの支給額を算出します。

$\frac{(2019年又は2020年の4月及び5月の1日当たりの売上高 - 2021年の4月及び5月の1日当たりの売上高) \times 0.4 \times 30日}{千円未満切上げ}$

II 上記以外の区域の飲食店等 ※期間によって、支給の考え方が異なります。

○まん延防止等重点措置期間（4/12～4/24）

中小企業等及び大企業ともに支給額は以下のとおりです。

一律4万円×13日（要請日数）

○緊急事態措置期間（4/25～5/11）

上記「I」の区域と同様の算出方法となります。

ただし、要請日数は、30日ではなく17日となりますのでご注意ください。

※参考1のとおり以下の場合、要請日数は30日ではなく17日となります。

・ I又はIIの区域で酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等のうち、従前の閉店時

間が20時より前の店舗が休業に協力いただいた場合

- ・Ⅱの区域で従前の閉店時間が20時から21時までの店舗が休業又は営業時間短縮に協力いただいた場合

Ⅲ その他

○新規開店等の特例による支給額

<p>A 2019年4月2日以降開店の場合</p> $\frac{\text{任意の連続する2か月分の売上高}}{\text{日数}} \times 0.4 \times 30 \text{日}$ <p style="text-align: center;">千円未満切上げ</p> <p>B 合併、法人成り、事業承継など</p> <p>事業の継続性が認められる場合は、上記「Ⅰ」「Ⅱ」とおり</p> <p>事業の継続性が認められない場合は、上記Aのとおり</p> <p>C 罹災特例</p> <p>2019年及び2020年の4月及び5月に震災・風水害・火災等の影響があった場合</p> $\frac{\text{2018年の4月及び5月の1日当たりの売上高}}{\text{千円未満切上げ}} \times 0.4 \times 30 \text{日}$
--

○営業時間短縮要請等の対象となる申請店舗の飲食業の売上高のみ対象

テイクアウトや物品販売に係る売上高は除外する。ただし、それらが飲食業に付随する小規模のものや分離できない場合は、飲食業売上高に含めて計算することも可能とします。

(支給額の考え方まとめ)

地域	分類	1日当たりの売上高 (売上高/日)	1店舗当たりの協力金日額	
			まん延防止等 重点措置期間	緊急事態措置期間
			4/12-4/24	4/25-5/11
23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、町田市	中小企業等	10万円以下	4万円	
		10万円超～25万円未満	4万円～10万円	
		25万円以上	10万円	
	大企業	—	上限20万円(※)	
上記以外の区域	中小企業等	10万円以下	4万円	4万円
		10万円超～25万円未満		4万円～10万円
		25万円以上		10万円
	大企業	—	4万円	上限20万円(※)

※売上高減少額方式による(中小企業等もこの方式を選択可能)